

佐高第 419 号
令和 8 年 5 月 8 日

居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
地域密着型(介護予防)サービス事業所の管理者 様
第一号事業所の管理者 様

佐渡市社会福祉部高齢福祉課長

介護給付費算定に係る体制等届出について（通知）

令和 8 年 6 月 1 日以降適用の介護給付費算定に係る体制等に関する届出（以下、「体制等届出」という。）については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 体制等届出の様式

体制等届出に使用する様式は以下のとおりです。

- ・ 「「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について」（令和 8 年 3 月 13 日老発 0313 第 5 号厚生労働省老健局長通知）において定める別紙 1-1 から別紙 51 までの様式（ただし、佐渡市長に提出する必要があるものに限る。）

2 提出書類

【注意】別紙 1-1、1-2 は令和 7 年度の様式から変更があります。

以下の書類を提出してください。

記載例を参照し、サービスの種類ごとに事業所・施設単位で別紙 2 及び別紙 1-1 又は 1-2 の作成してください。（サテライト事業所（出張所）がある場合は、本体事業所と別に作成が必要です。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 別紙 2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
別紙 1-1 居宅サービス・施設サービス
別紙 1-2 介護予防サービス・ 添付書類 「添付書類一覧表」 のとおり |
|---|

3 届出日と算定開始月（提出期限）

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合

注意！ 処遇改善加算（令和8年6月適用）に係る提出期限の特例については、(3) 参照

サービスの種類	届出日と算定開始月
訪問介護	◎ <u>1日～15日</u> の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 5月10日届出受理 ⇒ 6月から算定開始 ◎ <u>16日～月末日</u> の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌々月から、加算等算定開始 例) 5月17日届出受理 ⇒ 7月から算定開始
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 訪問看護	
(介護予防) 訪問リハビリテーション	
(介護予防) 居宅療養管理指導	
通所介護（地域密着型を含む）	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 福祉用具貸与	
居宅介護支援・介護予防支援	
小規模多機能型居宅介護	
総合事業（訪問型、通所型）	◎ 届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 6月20日届出受理 ⇒ 7月から算定開始
(介護予防) 短期入所生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	

※ 厚生労働省電子申請届出システムにより提出された場合、申請届出ステータスが「未受付」であってもシステム上の「申請届出日時」に受理したものと扱います。

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

加算の算定要件を満たさなくなった場合等は、速やかに体制等届出を行ってください。この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。

(3) 令和8年6月適用の体制等届出（処遇改善加算）の提出について

提出期限の特例として、処遇改善加算（令和8年度6月適用）を算定する加算新設事業所（（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）のみが所属する事業者が、処遇改善加算に係る届出を行う場合については、以下のとおり提出期限を延長しています。それ以外の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。
令和8年6月15日（月）【期限厳守】

※ 処遇改善加算に係る体制等届出の提出期限の特例の詳細については、佐渡市ホームページにて、ご確認ください。

令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2012/59574.html>

※ 令和8年6月より、処遇改善加算の区分が（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）から、（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ）の6区分に変更されます。この区分変更に伴い、加算Ⅰ、Ⅱを取得していた事業者は体制等届出書の提出が必要となります。

4 提出方法

厚生労働省「電子申請届出システム」より提出してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 「申請届出メニュー」の「5 加算に関する届出」から提出してください。他のメニューから提出された体制等届出は無効です。

※ 電子申請届出システムの利用には、GビズIDの取得が必要です。届出期限までにGビズIDの取得が間に合わない場合は、書面での申請を受け付けますが、今後はシステムによるオンライン提出が行えるよう、早急にGビズIDを取得してください。

【担 当】

佐渡市役所 社会福祉部
高齢福祉課 介護保険係
〒952-1292 佐渡市千種 232 番地
電話：0259-63-3790